

127.03

電子情報処理組織による手続等の却下の 取扱い

電子情報処理組織を使用して行われた手続が、次に掲げる事項に該当する場合には却下するものとする（特例法41条2項において準用する特18条の2第1項）。

- (1) 特例法施行規則第10条の特定手続以外の手続をしたとき。
- (2) 電子情報処理組織を使用して特定手続を実行した者（代理人を含む。）と手続に係る書類に表示された手続をした者又はその代理人（手続をした者又はその代理人が複数あるときは、そのうちのいずれとも）が一致しないとき（特例法規13条1項、2項）。
- (3) 特例法施行規則別表第1の2に掲げる特定手続が、当該特定手続ごとに行われていないとき（特例法規13条2項）。
- (4) 特例法施行規則第10条各号に規定する特定手続が、同規則第13条第2項に規定する方法により行われたとき。

(改訂令和6・1)